

平成29年3月12日
スタート

改正道路交通法が施行されます

裏面もご覧ください!

リスクの高い運転者への対策

高齢運転者 対策の推進

1. 新設 臨時認知機能検査・ 臨時高齢者講習

●臨時認知機能検査

改正前は3年に1度の免許証の更新のとき
だけ受けることとされていた認知機能検査につ
いて、一定の違反行為があれば、3年を待たず
に、受けることになります。

75歳以上の運転者が、認知機能が低下した
ときに起こしやすい違反行為をしたときは、
新設された「臨時認知機能検査」を受けなけ
ればなりません。



【一定の違反行為の例】

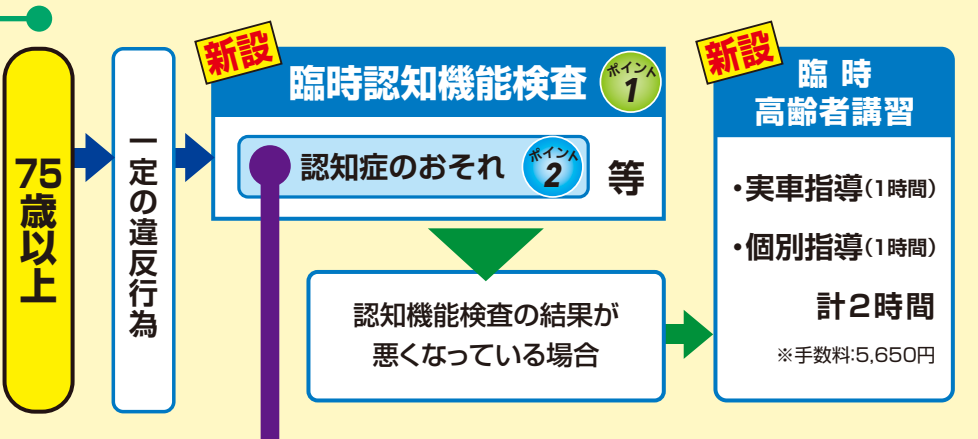
- ・信号無視
- ・通行区分違反
- ・一時不停止 等

●臨時高齢者講習

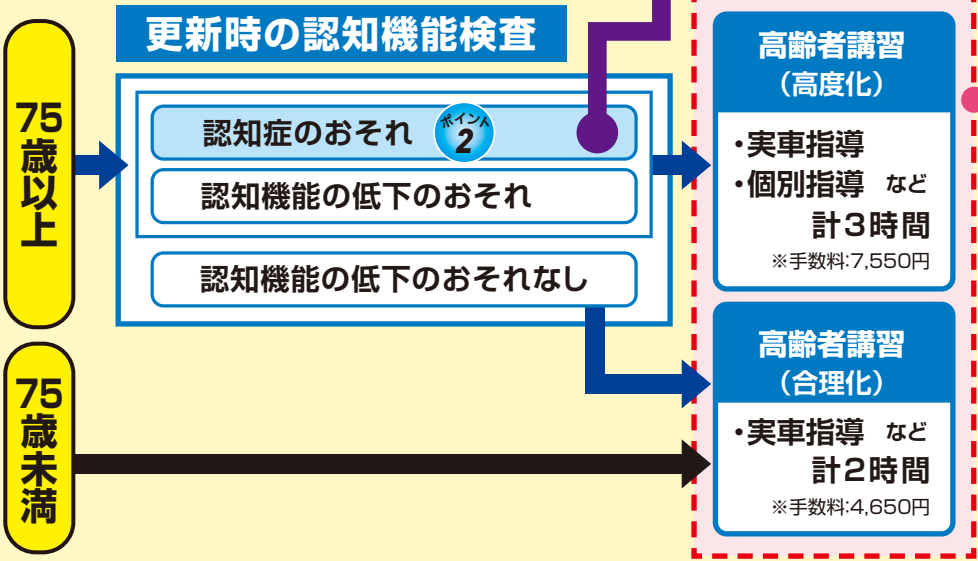
臨時認知機能検査を受け、認知機能の低下
が運転に影響するおそれがあると判断され
た高齢者は、新設さ
れた「臨時高齢者講
習」(個別指導と実車
指導)を受けなければ
なりません。



一定の違反行為をしたとき



運転免許証を更新するとき



2. 臨時適性検査制度の 見直し

改正前と異なり、認知機能検査で認知症の
おそれがあると判定された方は、違反の有無を
問わず、医師の診断を受けることになります。

更新時の認知機能検査又は臨時認知機能検
査で認知症のおそれがあると判定された方
は、臨時適性検査(医師の診断)を受け、又
は、命令に従い主治医
等の診断書を提出しな
ければなりません。

※医師の診断の結果、認知
症と判断された場合は運
転免許の取消し等の対象
となります。



3. 高齢者講習の 合理化・高度化

認知機能検査の結果によって受ける講習の
内容等が変わります。高齢者講習は、75歳
未満の方や、認知機能検査で認知機能の低
下のおそれがないと判定された方に対して
は2時間に合理化(短縮)されます。その他
の方に対しては、個別指導を含む3時間の講習
となります。



平成29年3月12日
スタート

改正道路交通法が施行されます

裏面もご覧ください!

18歳から取得可能な免許

準中型免許 の新設

1. 準中型免許の新設

準中型免許では、車両総重量7.5トン未満(最大積載量4.5トン未満)の自動車を運転できます(普通自動車も運転できます)。
普通免許で運転できる自動車は車両総重量3.5トン未満(最大積載量2トン未満)となります。

2. 準中型免許の 受験資格・教習日数

準中型免許は、18歳から普通免許なしでも取得できます。教習では、最短17日で取得可能です。
※普通免許は最短15日

3. 準中型免許に係る 初心運転者期間制度

初めて準中型免許を取得した方は、準中型自動車を運転するときには1年間初心者マークを付けなければなりません。

4. すでに普通免許を 保有している方は

引き続き車両総重量5トン未満の自動車を運転することができます。さらに限定解除審査(※)に合格すれば車両総重量5トン以上7.5トン未満の自動車の運転も可能となります。

※審査は、指定自動車教習所で最低4時限の教習等を受けた上での審査又は免許試験場での技能審査等のいずれかになります。

■免許の区分、受験資格等の改正概要について

改正前

車両総重量	5トン	11トン	
最大積載量	3トン	6.5トン	
普通自動車 普通免許 18歳以上	中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年	

改正後

車両総重量	3.5トン	7.5トン	11トン	
最大積載量	2トン	4.5トン	6.5トン	
普通自動車 普通免許 18歳以上	準中型自動車 準中型免許 18歳以上	中型自動車 中型免許 20歳以上 普通免許等保有2年	大型自動車 大型免許 21歳以上 普通免許等保有3年	

18歳から
普通免許なしでもOK!



警察庁・都道府県警察